

公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例

昭和45年10月13日
条例第24号

改正 昭和47年10月14日 条例第26号 昭和49年10月25日 条例第36号
昭和59年7月20日 条例第23号 平成12年3月27日 条例第46号
平成15年3月24日 条例第24号 平成20年3月25日 条例第13号

公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例をここに公布する。

公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号。以下「法」という。）第44条第2項及び公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号。以下「令」という。）第16条の規定に基づき、公害に係る紛争処理の手續に要する費用及び鑑定人に支給する鑑定料に関し必要な事項を定めるとともに、調停又は仲裁の申請等に係る手数料について定めるものとする。

一部改正〔昭和47年条例26号・平成12年46号〕

(公害に係る紛争処理の手續に要する費用)

第2条 法第44条第2項の条例で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 調停委員会又は仲裁委員会の要求に応じて出頭した参考人又は鑑定人に対して証人、参考人等の費用弁償及び手当支給条例（昭和36年香川県条例第42号）第2条及び第3条の規定により支給する旅費及び手当
- (2) 調停委員会又は仲裁委員会における鑑定人に支給する鑑定料
- (3) 調停委員会又は仲裁委員会が提出を求めた文書又は物件の提出に係る費用
- (4) あっせん委員、調停委員、仲裁委員その他職員の出張に要する費用
- (5) 呼出し又は送達のための費用

一部改正〔昭和49年条例36号・平成15年24号〕

(手数料)

第3条 知事に対し、法第26条第1項の規定による調停若しくは仲裁の申請をする者又は法第23条の4第1項の規定による参加の申立てをする者は、1件につき、次の表に定める額の手数を納付しなければならない。ただし、法第36条第1項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第2項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から2週間以内に当該調停の申請人又は参加人からされた仲裁の申請については、同表により算出した額から当該調停の申請又は当該調停の手續への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額とする。

区分	金額
調停の申請	調停を求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額
	1 調停を求める事項の価額が100万円まで 1,000円
	2 調停を求める事項の価額が100万円を超え1,000万円までの部分 その価額1万円までごとに7円
	3 調停を求める事項の価額が1,000万円を超え1億円までの部分 その価額1万円までごとに6円
仲裁の申請	4 調停を求める事項の価額が1億円を超える部分 その価額1万円までごとに5円
	仲裁を求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額
	1 仲裁を求める事項の価額が100万円まで 2,000円
	2 仲裁を求める事項の価額が100万円を超え1,000万円までの部分

	その価額 1 万円までごとに20円
	3 仲裁を求める事項の価額が1,000万円を超え1億円までの部分
	その価額 1 万円までごとに15円
	4 仲裁を求める事項の価額が1億円を超える部分
	その価額 1 万円までごとに10円
法第23条の4第1項の規定による参加の申立て	調停の申請の項により算出して得た額

2 前項の調停又は仲裁を求める事項の価額は、申請又は参加の申立てにより主張する利益によって算定する。この場合において、価額を算定することができないときは、その価額は、500万円とする。

3 令第6条の規定により調停を求める事項の価額を増加するときは、その増加後の価額につき納付すべき手数料の額と変更前の申請又は参加の申立てについて納められた手数料の額との差額に相当する額を納付しなければならない。

4 第1項の手数料については、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）第1条ただし書、第3条、第5条及び第6条の規定を準用する。

一部改正〔昭和47年条例26号・59年23号・平成12年46号・20年13号〕

（鑑定人に支給する鑑定料の額及び支給方法）

第4条 調停委員会又は仲裁委員会における鑑定人に支給する鑑定料の額は、当該鑑定をするにあたり必要とした特別の技能の程度又はこれに要した時間及び費用を考慮して知事が定める。

2 前項の鑑定料の支給方法は、当該鑑定に要した時間及び費用その他当該鑑定における特別の事情を考慮して知事が定める。

一部改正〔昭和47年条例26号〕

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和45年11月1日から施行する。

（附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正）

2 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和32年香川県条例第43号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（証人、参考人等の費用弁償及び手当支給条例の一部改正）

3 証人、参考人等の費用弁償及び手当支給条例（昭和36年香川県条例第42号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和47年10月14日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（証人、参考人等の費用弁償及び手当支給条例の一部改正）

2 証人、参考人等の費用弁償及び手当支給条例（昭和36年香川県条例第42号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和49年10月25日条例第36号）

（施行期日）

1 この条例は、公害紛争処理法の一部を改正する法律（昭和49年法律第84号）の施行の日から施行する。

（附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正）

2 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和32年香川県条例第43号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和59年7月20日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月27日条例第46号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月24日条例第24号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。